住所　東京都世田谷区玉堤１丁目11番12―308号
金山陽子　昭和58年６月27日生
住所　東京都東久留米市柳窪４丁目５番１号
○正姫　昭和54年３月11日生
住所　東京都江戸川区北小岩２丁目28番９―201号
文海玉　昭和51年３月16日生
住所　大阪府松原市一津屋５丁目９番12号
金貞姫　昭和24年３月12日生
住所　大阪市住之江区浜口西１丁目６番３号
金春光　昭和31年６月28日生

○外務省告示第百九十七号

日本国政府は、平成二十八年五月十八日にウランバートルで作成された「二千十七年の原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定」の受諾書を平成二十九年五月二十三日に国際原子力機関の事務局長に寄託した。

よって、同協定は、その第十三条１の規定に従い、平成二十九年六月十一日に効力を生ずる。

なお、同協定の締約国は、平成二十九年五月十九日現在次のとおりである。

インド、マレーシア、パラオ共和国、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国

平成二十九年六月八日

外務大臣　岸田　文雄

（訳文）

二千十七年の原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定

平和的利用のための原子力の研究、開発及び実用化を奨励しかつ援助することは、国際原子力機関（以下「機関」という。）の任務であり、この任務は、機関の加盟国間の協力を促進し、及び加盟国の原子力に関する計画を援助することによって、達成することができるので、

この協定の締約国政府（以下「締約国政府」という。）は、各締約国の原子力に関する計画の中に、利用可能な資源の一層効果的な利用を相互協力によって促進することができる共通の関心を有する分野があることを認めるので、

締約国政府は、機関の賛助を得て、そのような協力を奨励するための地域協力協定を締結することを希望するので、また、

締約国政府は、千九百八十七年の原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（以下「千九百八十七年の地域協力協定」という。）であって、千九百九十二年六月十二日、千九百九十七年六月十二日及び二千二年六月十二日、二千七年六月十二日及び二千十二年六月十二日に有効期間が延長されたもの（以下「延長された千九百八十七年の地域協力協定」という。）が二千十七年六月十一日に効力を失うこととされており、この協定を千九百八十七年の地域協力協定に代わるものとすることを意図するので、

よって、ここに、次のとおり協定する。

第一条

締約国政府は、相互協力及び機関との協力により、原子力科学技術に関する共同の研究、開発及び訓練の計画（以下「協力計画」という。）並びにその他の協力活動を適当な国内機関を通じて促進し、及び調整することを約束する。

第二条

1　機関により招集される締約国政府の代表者の会合（以下「代表者会合」という。）を設置する。代表者会合は、必要に応じ、少なくとも年一回会合する。各代表者は、代表者代理、専門家及び顧問を伴うことができる。

2　代表者会合は、次の権限を有する。

(a)　活動の計画を決定し、及びその優先順位を定めること。

(b)　次条１の規定に基づいて提案される協力計画を検討し、及び承認すること。

(c)　協力計画の実施を補完することを目的として締約国政府が提案するその他の協力活動を検討し、及び承認すること。

(d)　次条２の規定により承認された協力計画の実施状況及び(c)の規定により承認された協力活動の実施状況を検討すること。

(e)　第六条の規定に基づいて設置される計画委員会の活動を調整すること。

(f)　第七条４の規定に従って機関が毎年提出する報告を検討すること。

(g)　この協定の実施のために適当な措置をとること。

(h)　第十四条の規定に基づき、この協定の改正案を検討すること。

(i)　前条の定めるところに従い、この協定の実施に当たって、協力計画又はその他の協力活動の促進及び調整に関連するその他の事項を検討すること。

第三条

1　いずれの締約国政府も、機関に対し書面により協力計画案を提出することができるものとし、機関は、協力計画案を受領したときは、当該協力計画案を他の締約国政府に通報する。協力計画案については、特に、その性質及び目的並びに実施方法を明示するものとする。機関は、締約国政府の要請があるときは、協力計画案の作成を援助することができる。

2　代表者会合は、前条２(b)の規定に基づいて協力計画を承認するに当たり、次の事項を特定する。

(a)　協力計画の性質及び目的

(b)　研究、開発及び訓練についての関連するプログラム

(c)　協力計画を実施し、及び協力計画の目的の達成を確認する方法

(d)　適当と認められるその他の詳細な関連事項

第四条

1　いずれの締約国政府も、機関に対し前条の規定により設定された協力計画に参加する旨通報することにより、当該協力計画に参加することができるものとし、機関は、その参加を他の締約国政府に通報する。

2　第七条２の規定に従うことを条件として、前条の規定により設定された協力計画の実施については、三番目の参加の通報を機関が受領した後に、開始することができる。

第五条

1　前条の規定に基づいて協力計画に参加する締約国政府（以下「参加国政府」という。）は、それぞれ協力計画のうち次条３(b)の規定により割り当てられる部分を実施する。各参加国政府は、自国の国内法令に従うことを条件として、特に次のことを行う。

(a)　協力計画の実施のため、必要な科学上及び技術上の施設及び要員を提供すること。

(b)　協力計画の実施を目的として、指定した施設において活動するよう他の参加国政府又は機関により指名された研究者、技術者又は技術専門家を受け入れるため及び他の参加国政府により指定された施設において活動するよう研究者、技術者又は技術専門家を派遣するため全ての合理的かつ適当な措置をとること。

2　各参加国政府は、協力計画のうち自国政府に割り当てられた部分の実施に関する年次報告（この協定の実施に当たって適当と認めるその他の必要な情報を含む。）を機関に提出する。

3　各参加国政府は、自国の国内法令に従うことを条件とし、かつ、自国の予算に従い、協力計画の効果的な実施のため資金の拠出その他の拠出を行うものとし、毎年当該拠出について機関に通報する。

第六条

1　協力計画ごとに計画委員会を設置する。

2　計画委員会は、各参加国政府の代表者一人及び機関の代表者一人により構成する。代表者は、顧問を伴うことができる。

3　計画委員会の任務は、次のとおりとする。

(a)　協力計画ごとにその目的に従って実施の詳細を定めること。

(b)　協力計画のうち参加国政府に割り当てられる部分を当該参加国政府の同意を条件として設定し、及び必要に応じて修正すること。

(c)　協力計画の実施を監視すること。

(d)　参加国政府及び機関に対して協力計画に関する勧告を行うこと並びに当該勧告の実施状況について常時検討すること。

4　計画委員会は、必要に応じ、少なくとも年一回会合する。

第七条

1　機関は、この協定の下で、事務局の任務を行う。機関は、適当な場合には、代表者会合により認められた締約国政府又はその他の関係団体から援助を受けることができる。

2　機関は、資源が利用可能であることを条件として、技術援助及びその他の計画により、第三条の規定により設定された協力計画を支援するよう努める。その支援は、機関による技術援助の提供に適用されている原則、規則及び手続を準用して行われる。

3　機関は、前条３(d)の規定に基づいて計画委員会が行った協力計画に関する勧告を基礎として、当該計画委員会と協議の上、次のことを行う。

(a)　協力計画の実施のための作業予定及び方法を毎年設定すること。

(b)　第五条３及び次条１の規定により行われた拠出を参加国政府に配分すること。

(c)　協力計画のうち参加国政府に割り当てられた部分の実施に関し、第五条２の規定に従って当該参加国政府により提出された年次報告を検討すること。